

茅葺民家の保全・活用に向けて

—景観形成重要建築物等指定制度—

茅葺民家は地域の伝統や文化を象徴する重要な建物です。景観的な価値が認められる茅葺民家を、「景観形成重要建築物等」に指定をし、保全・活用を進めることで、茅葺民家のもつ魅力を景観まちづくりに生かすことを目的とします。

■景観形成重要建築物とは

神戸市では歴史的な建築物や地域のシンボルとなっている建築物など、都市景観の形成を図る上において、特に重要な価値があると認める建築物等を「景観形成重要建築物等」として指定し、その保全・活用を図る制度を設けています。

景観的価値がある
建物として市が指定します

景観形成助成制度を活用し
建物を保全します

お問い合わせ

受付時間：月曜～金曜（9：00～17：30）

神戸市 都市局 計画部 景観政策課

TEL 078 - 595 - 6726

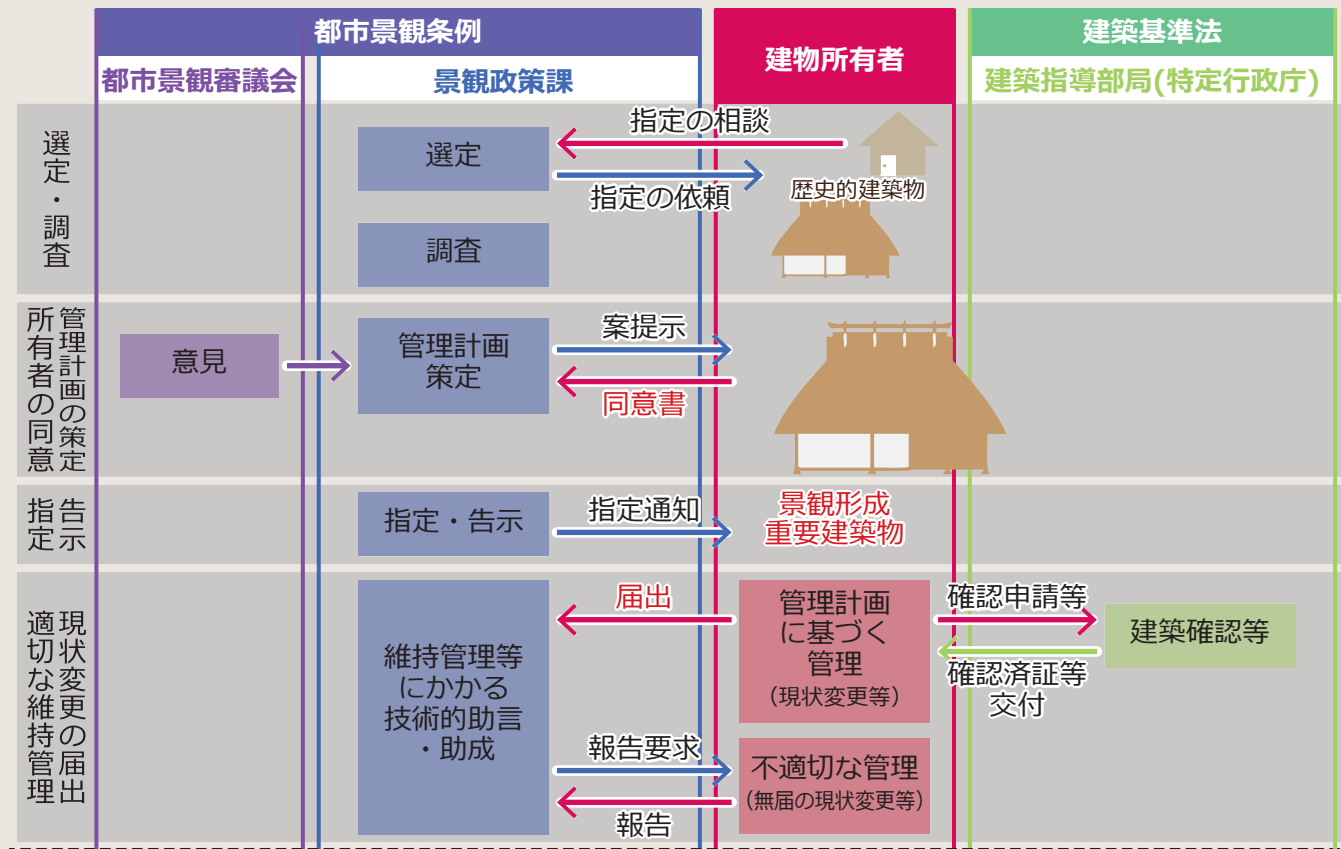
FAX 078 - 595 - 6805

神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 6階 | E-mail：keikan@office.city.kobe.lg.jp

しくみと手続き

景観形成重要建築物に指定するには、所有者の方の同意が必要になります。

指定にあたって、建築物やその敷地の状況や景観特性などを調査し、神戸市が「管理計画」を策定します。指定を受けた景観形成重要建築物は管理計画に即した管理をしていただき、外観などを変更する建築行為を行う際には、神戸市へ届出をいただくことになります。



景観形成助成制度について

景観形成重要建築物に指定され、管理計画に基づく管理に必要な整備等を行う場合、景観形成助成の対象行為となり、助成を受けることができます。

助成の種類	助成対象行為	助成対象となる経費	助成額
建築物等修景助成	建築物の新築・増築・大規模の修繕、大規模の模様替え又は外観を変更することとなる色彩の変更のうち、建築物等の外観意匠の高質化に関する行為	市長の助言又は指導による改善措置を実行するために要した工事費のうち、市長が必要を認める経費	1/3 以下 500 万円限

